定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月二十五日開催予定の定時株主総会において、定款変更決議案について承認を得ることを条件として、同総会の翌日を効力発生日として、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成二十一年九月二十六日から当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月十日

大阪府堺市美原区丹上二六三番地

株式会社をくだ屋技研

取締役社長　林　正善

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月十日

福岡市南区塩原四丁目七番九―三〇一号

株式会社ミネシゲ

代表取締役　峯重　ミヱ

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月十日

岩手県花巻市二枚橋第五地割三六七番地

花巻貨物自動車株式会社

代表取締役　及川　徳雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山**隆**太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号富士ビル六階

アセッション・ファイナンス・コープ・ナンバーツー

日本における代表者　内山**隆**太郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高橋敦史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年九月十日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー二七階

エーティーコンサルティングインク

日本における代表者　高橋　敦史

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村富貴子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十日

東京都練馬区石神井台一丁目九番一七号

マハロステップ・コーポレーション

日本における代表者　中村富貴子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である崔昌燮が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十日

東京都新宿区西新宿三丁目二番一一号

エルジーフィリップスディスプレー株式会社

日本における代表者　崔　昌燮

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である志田哲夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十日

京都府京都市東山区本町八丁目六二番地

エヌ・エム・ユーアセットファンディングコープ

日本における代表者　志田　哲夫

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目七番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目七番二号二〇四

被相続人　亡　北山　勲

右被相続人は平成二十一年五月八日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目七番二号二〇四　相続財産管理人　北山　雄一

限定承認公告

本籍東京都墨田区墨田三丁目八三番地、最後の住所東京都葛飾区東立石二丁目一二番七号

被相続人　亡　原田　明夫

右被相続人は平成二十年十二月四日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十日

東京都葛飾区東立石二丁目一二番七号

相続財産管理人　原田　広美

東京都中央区銀座二丁目三番一九号銀座深田ビル五階　代理人弁護士　佐藤　隆昭

限定承認公告

本籍福岡県京都郡みやこ町勝山長川二九二番地、最後の住所福岡県京都郡みやこ町勝山黒田一七〇〇番地一　被相続人　亡　津川　弘

右被相続人は平成二十一年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十四日福岡家庭裁判所行橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十日

名古屋市天白区鴻の巣二丁目一二〇六番地

ヴェル・メゾン二〇二号

限定承認者　渡邉　美鈴

限定承認公告

本籍三重県三重郡菰野町大字菰野八四七五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　南川　克秀

右被相続人は平成二十年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十一年四月八日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十日

三重県三重郡菰野町大字菰野八四七五番地

相続財産管理人　南川　輝子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十月十三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十一年九月十日

東京都新宿区西新宿六丁目二番三号

BELIEVES　JAPAN株式会社

代表取締役　江﨑　純

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十一年九月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後の(A)当社の維持・運営にかかる債務の支払、(B)各種積立金の積立て、(C)利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五〇、〇〇〇円の整数倍とならない場合には直近の五〇、〇〇〇円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として計算した金四一、四五〇、〇〇〇円。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は八二九口である。A号優先出資については四二二口、B号優先出資については四〇七口を消却する。